

# 生活困窮者自立支援における相談支援のあり方と都道府県等における担当者の視点



明治学院大学

社会福祉学科  
新保美香

# はじめに

コロナの影響が続く中で、生活困窮者自立支援制度を様々な立場から支えてきたみなさまに、心より敬意を表します。

本日は、制度の理念を基盤とした相談支援のあり方を、各担当者の視点をふまえて、一緒に考えて参りたいと思います。

どうぞよろしく  
お願いいたします！



# 1. 地方自治体の役割とは？

## 地方自治法第一条の二

地方自治体は、

「

」

を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

「 」には  
どのような文言が  
入りますか？

# 1. 地方自治体の役割とは？

## 地方自治法第一条の二

地方自治体は、

「 住民の福祉の増進 」

を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

## 2. 自治体職員の役割とは？

地方公務員として「**住民の福祉の増進**」を担うことです。

⇒「住民がしあわせになるために」自治体職員は存在しています。

「生活困窮者自立支援制度」は、そのための推進力となる、大切な制度です！

自治体の総力を結集して取り組むことが大切です♡♡



# 3. 本日参加されている みなさまの責務・役割とは？

本日の参加者は？

- ①都道府県研修担当者
- ②研修企画チーム
- ③都道府県・指定都市・中核市の生活困窮者自立支援制度担当者
- ④厚生労働省担当者

ご自身の責務・役割と  
一緒に取り組む方々の責務・役割を  
確認してまいりましょう！！



# 生活困窮者自立支援法上では...

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

**第四条** **市**(特別区を含む。)**及び福祉事務所を設置する町村**(以下「市等」という。)は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

**2 都道府県**は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。一 **市等**が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

# 生活困窮者自立支援法上では...

3 **国**は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

4 **国及び都道府県等**は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 **都道府県等**は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するよう努めるものとする。

# 研修企画チームの特性と意義

「研修企画チーム」は、本制度独自の仕組みであり「都道府県研修」の要件です。

- 1) 都道府県所管課担当者
- 2) 国研修修了者
- 3) 企画・立案、実施担当者

人材養成研修のノウハウの継承、都道府県の実状に応じた研修内容の充実、研修講師の育成、地域におけるネットワークづくりの推進等多くの効果を生み出す意義ある取り組みです！



# 生活困窮者自立支援法上では...

**第十条** 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業（→「都道府県研修等」の実施）

二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業（→「体制整備」）

⇒本研修は「第十条」の実現に資するものです。

# 「人材養成研修」と「体制整備」は制度を推進する両輪

➤ 制度の理念を中心に据えて、  
両輪ですすめることが大切です。



## 4. 担当者に求められることは？

「一人の住民の困りごと」を大事に受け止め、  
支援の仕組みをつくっていくことが、  
「誰もが住みやすい」地域づくりにつなが  
っていきます。

みなさまに求められていること...



- ①管内各自治体における状況を把握すること。  
(課題ばかりでなく「強み」を見逃さないこと。)
- ②管内各自治体の「制度担当者」が、制度の理念を  
ふまえた支援体制が構築できるよう支援すること。
- ③「制度担当者」が孤立しないような、ネットワー  
クづくりを行うこと。
- ④「人材養成研修」等を通じて、支援者の支援の質を  
維持向上するとともに、支援者を支援すること。

# つまり...

相互の持つ役割を理解しながら、各自治体の現状をふまえて、相互に支えあい、支援に携わる関係機関の人々が連携・協力して取り組みがすすめられるような仕組みや取組みをつくることが期待されています。

具体的に何ができるか、  
一緒に確認して参りましょう！！



# 5. よりよく取組みをすすめるために必要なこと

1. 生活困窮者自立支援制度の理念の理解
2. 制度における「相談支援」のあり方の理解
3. みなさまの「立ち位置と役割」の理解
4. 「連携」の本来のあり方についての理解



# 6. 制度の「理念」について

「生活困窮者の尊厳の確保」と

「生活困窮者支援を通じた地域づくり」

制度の理念の実現に向けて  
「制度の狭間をつくらない」「断らない相談支援」  
を行うのが、本制度の特徴です。

大切なのは、「理念をふまえた実践」を実現するのは、簡単なことではないことを知っておくことです。特に「尊厳の保持（確保）」はわざわざ理念として掲げなければならないほど、実現が難しいことです。このことは、重く受け止めたいことです。



# Q1 事例「猫の相談」

「猫の飼い方を  
教えてください...」  
と、相談者が窓口  
に訪れました。  
あなたが支援員だ  
ったら、どのよう  
に対応しますか？





# 生活困窮者自立支援制度における「相談支援」

- ①相談者の相談を、まずはしっかり「聴く」ことが大切です。
- ②「制度」や「サービス」の利用は、課題解決の一つの手段にすぎません。
- ③すぐに解決できない課題を抱えた相談者と「つながる」ことも、大切な支援です。



# Q2 働くことについて

「働くこと」に際してあなたが大切にしたいことを順に並べてください。

- ①給料がよい
- ②やりがいがある
- ③やりたい仕事である
- ④キャリアアップできる
- ⑤自宅から通える



# 「相対的貧困」の解消に向けて...

厳しい環境におかれている人ほど、自己実現が難しい状況にあります。一方で、そのことを「自己責任」とされてしまうような現状もあります。

置かれた環境によって、誰もが実現できることができない...というような「相対的貧困」をなくすために、生活困窮者自立支援制度をはじめとする貧困対策が実施されていることを、忘れずにいたいものです。

生活保護の利用も大切なことです。



# 生活困窮者自立支援制度における「就労支援」とは？

- ① 就労支援 ≠ 就職支援
- ② 誰もにとってかけがえのない大切な「就労」を、それぞれの状況に則して実現できるよう個と地域（社会）に働きかけるのが「就労支援」です。
- ③ 個人にのみ変容を求める支援から、「多様性」を受け止める環境づくりへ。

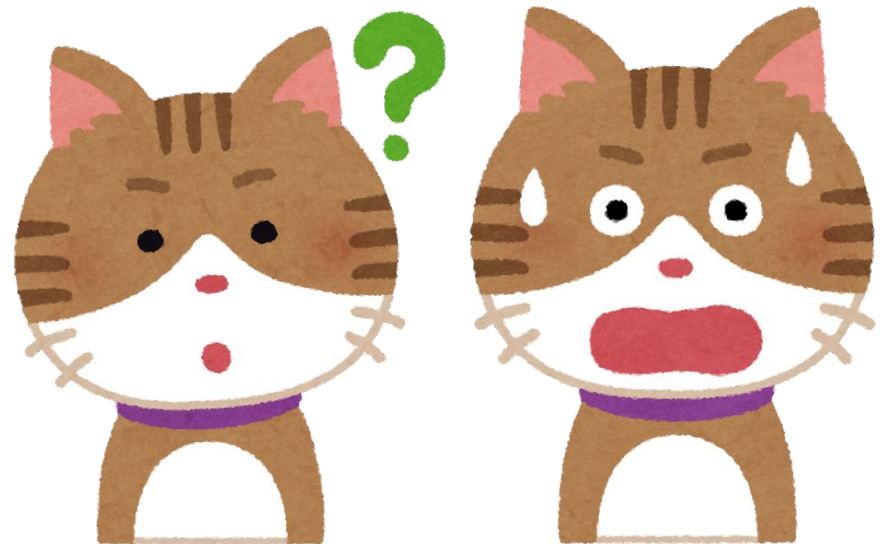


# Q3：どう思いますか？

ドラマで放映されていた

「若い部下と不倫する上司」

あなたは どう 思いますか？



# 「プロフェッショナル」とは...

「尊厳の保持（確保）」が  
難しいことを知っており、  
謙虚に自らの支援を振り返り、  
自己研鑽を続けている人こそ  
「プロフェッショナル」です。  
支援員が「プロフェッショナル」  
でいられるように、  
人材養成研修等を継続して、  
学び続ける環境をつくることが  
大切です。（「理念と倫理」  
の確認は何度でも！）

「研修企画チ  
ーム」が人材  
養成を継続す  
る基盤となり  
ます❤️



# Q4：自己と他者



- ① 右手と左手を組んでみてください。
- ② どちらの手の親指が上にありますか？
- ③ こんどは、右手と左手、いつもと逆に組んでみてください。どんなことを感じましたか？

# 一人ひとりを大切に...

「普通はこうするのに...」  
「常識ではこうだけど...」  
「こうするのがあたりまえ」など  
つい、自分の感覚で他者の言動  
を捉えてしまうことがあります。

一人ひとりに異なる価値観や  
考え方があることを、忘れずに  
いたいものです。

いつも新しい気持ちで人と向き合  
っていききたいですね。



# <文献紹介 その1>

Q1～4でご紹介したワークは「国研修」で実施しており、支援員の方々が共通基盤として学ばれている内容です。



『生活困窮者自立支援法自立相談支援事業従事者養成研修テキスト（第2版）』（中央法規出版、2022年）が参考になります。

また、これまでの国研修の内容は、以下のホームページから確認できます。  
「人材養成研修・厚生労働省」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073227.html>

# 7. 相談支援のあり方について

## <相談支援に求められる3つの視点>

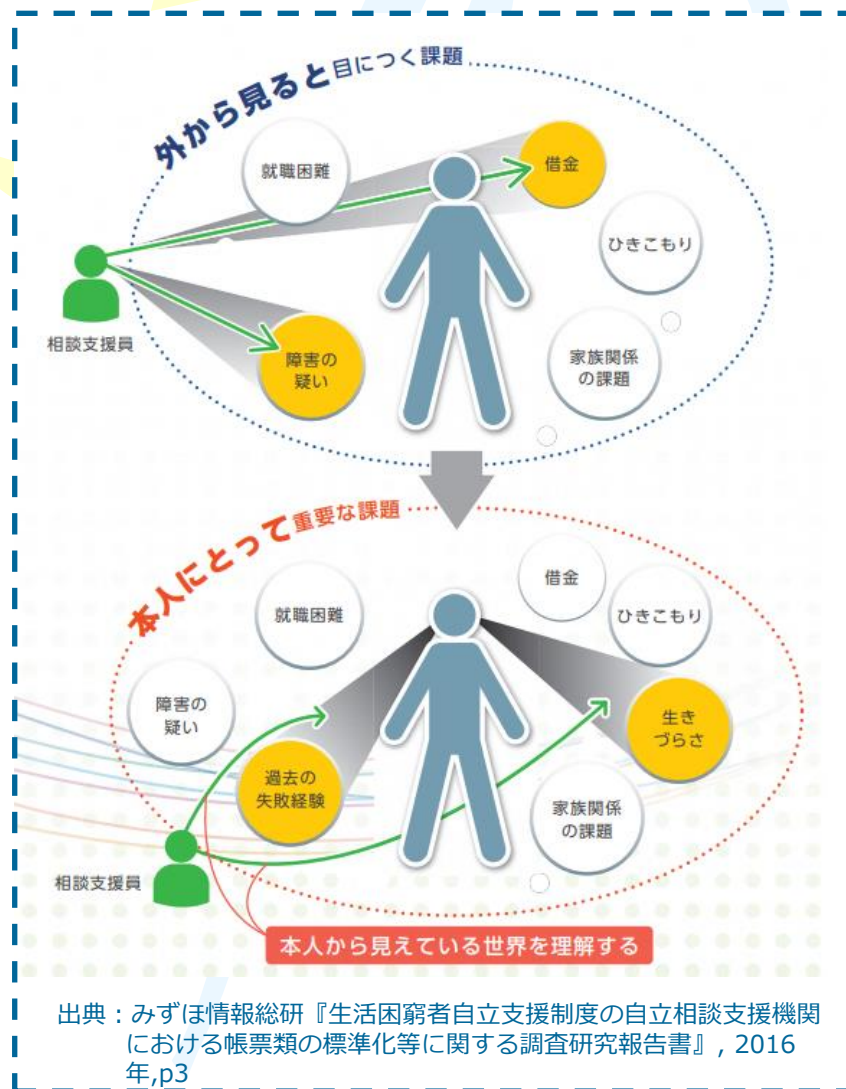
- ① 「本人から見えている世界」を理解する視点
- ② 「困りごとの背景を捉える」視点
- ③ ストレngths視点

あらゆる領域における支援を行う上で、また、みなさまが自治体支援や日常業務で職員や関係者とかかわるうえで、必ず役立つ視点です。

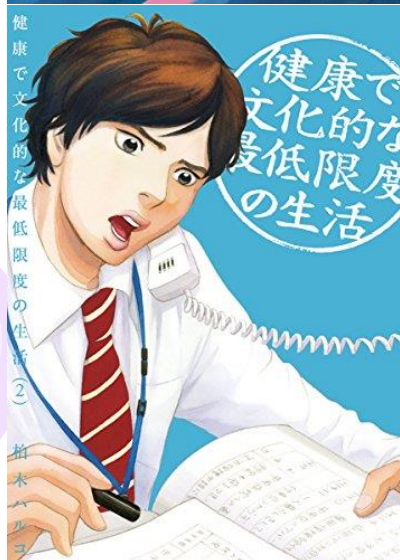


# ①「本人から見えている世界」を理解する視点

- 支援をよりよくすすめていくためには「**本人から見えている世界を理解すること**」が何より重要です。
- 支援者はともすると、外からみると目につく課題に着目して、その解決をはかるための提案を支援者の目線でしてしまいがちです。しかし、本人にとって重要な課題は別のところであったりします。
- まずは、本人との関係づくりがとても大切です。



# <文献紹介 その2>



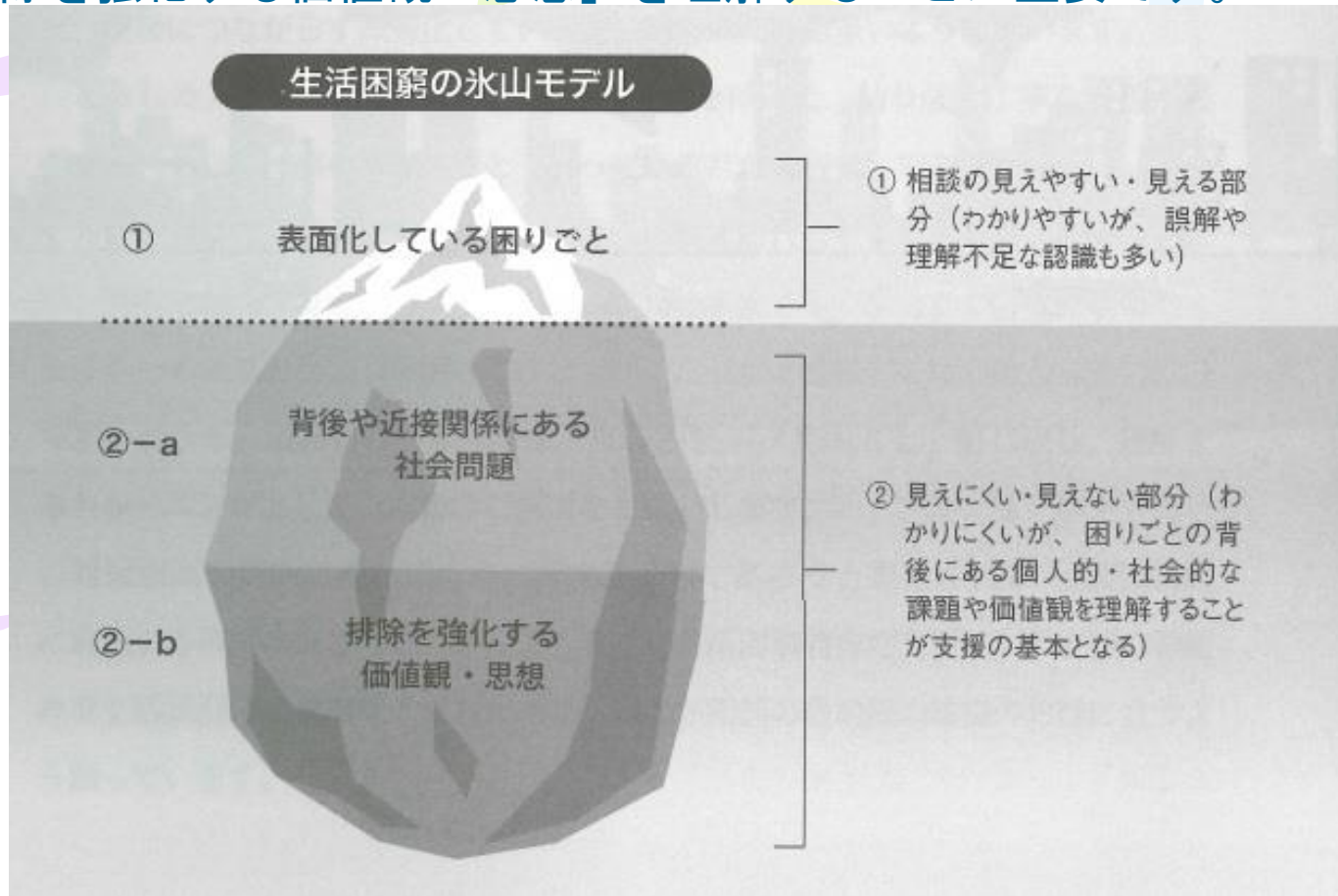
柏木ハルコ『健康で文化的な最低限度の生活』  
(小学館現在第1巻～第10巻まで発行)は、生活保護ケースワーカーの実践を、丁寧な取材をふまえて描いた漫画です。

第1巻～第2巻で描かれている「阿久沢正男」さんのストーリーは、支援者の立場で見えている「問題」にアプローチしても状況は変化せず、「本人から見えている世界を理解する」ことによって、本人自身の状況がよりよく変化していくことが理解できる事例です。

その他のエピソードも、「制度」「ワーカーの価値観」を起点とせず、「本人」を起点として支援をすすめることが大切であることを、リアルに学べるものばかりです。生活保護制度を理解したい方にもおすすめです。

## ②困りごとの背景を考える視点の重要性

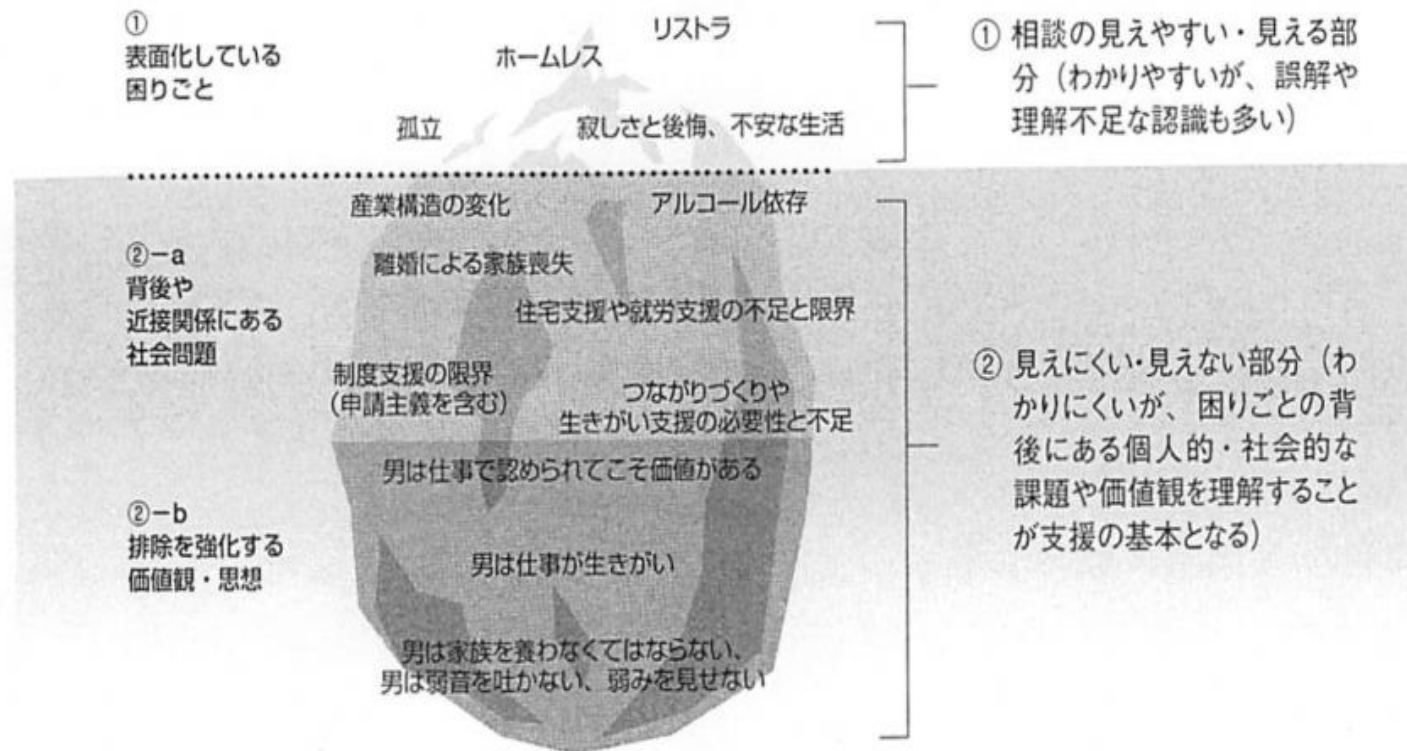
表面化している困りごとの背後にある、「背後や近接関係にある社会問題」や「排除を強化する価値観・思想」を理解することが重要です。



出典：社会的包摂サポートセンター編『相談支援員必携 事例で見る生活困窮者』,中央法規出版,2015年,p4

# 困りごとの背景が見えると 支援は変化します...

## 【生活困窮の冰山モデル】 case7-2：「こんなはずではなかったのに…」



# <文献紹介 その3>



「冰山モデル」により、様々な課題を書けた方々の「背景」を理解することができます。そして、支援者として、人と社会にどのようにアプローチすることができるかということについて、示唆に富む1冊です。

続編もあります。

実践をふまえて  
「支援者にできる  
こと」を気づかせて  
くれる文献です。



### ③「ストレングス視点」の重要性

- ① スtrenグス視点とは、相談者のもつ強み、力、よいところ、努力などに着目する視点のことをさします。
- ② 支援においては、相談者の「いいところ探し」を積極的に行い、そこで見いだした強さやよいところを相談者に伝えるとともに、支援に活かしていくことが求められています。
- ③ 自分のよいところを認めてもらい、がんばっていることに対して共感的に受けとめてもらえることで、人は物事をポジティブに捉え、前進していく力が与えられます。
- ④ このことは、相談者だけでなく、私たち、すべての人にあてはまることです。



人は、弱っているときには、自分自身のストレングスが見えなくなると言われています。

それゆえに、支援者が積極的にストレングスを見だし、その人に伝えることが大切なのです。

自治体を支援する時に、そして、日頃の人間関係の中で、ぜひ、このことを心にとめおいてください。

# Q5：ストレングスを探そう！

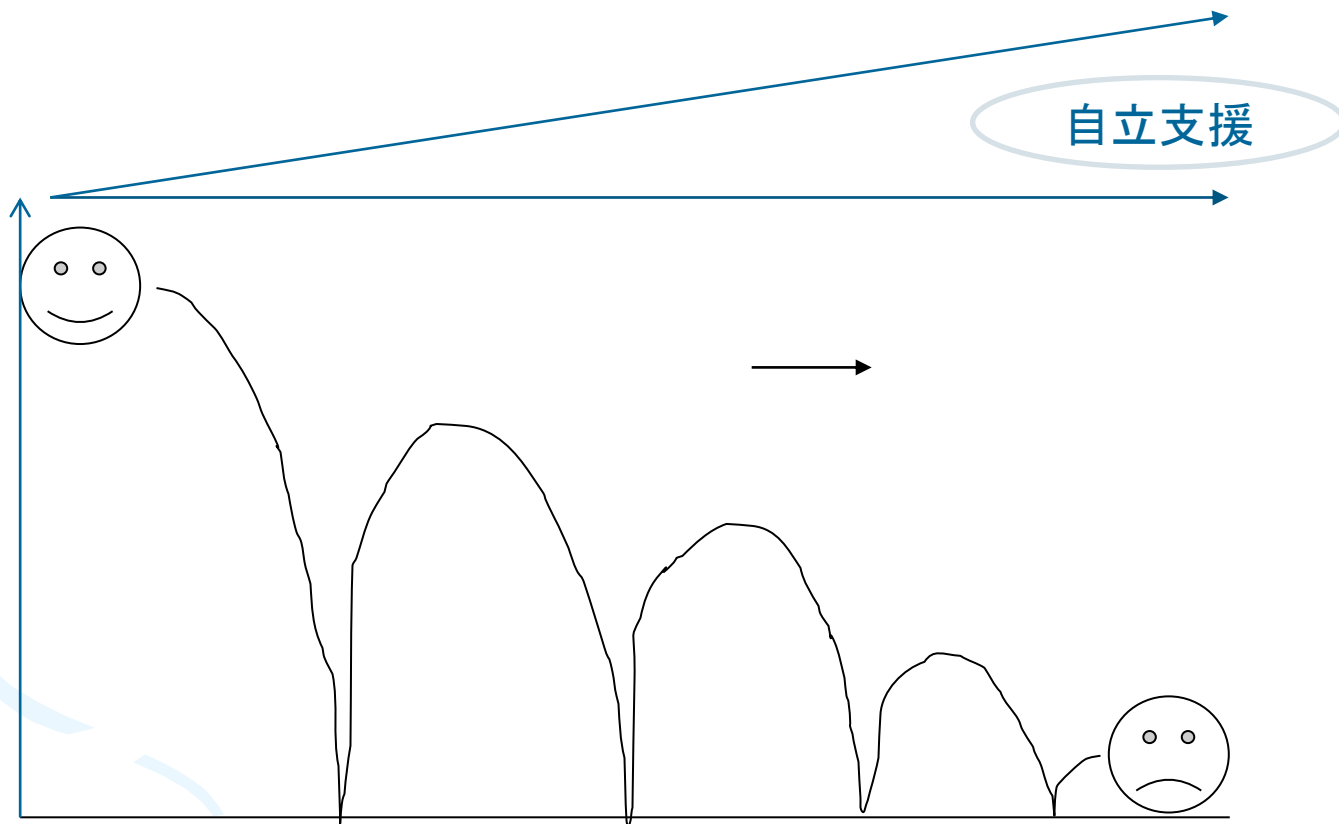
- ◆ 以下の事例から、Bさんのストレングス（個人・環境）をできるだけたくさん見つけてください。

<Bさん（男性 50歳 単身世帯）>

スナックを経営していた。店を3軒経営していた時代もあったが、不景気によりうまくいかなくなり借金を重ねた。この頃よりパチンコ・酒で気を紛らわす生活。妻とは3ヶ月前に離婚。友人に借金してなんとか生活していたが蓄えがなくなり、今日たべる米がなくなったと相談に来所した。

できるだけたくさん、ご本人に伝えられる「強み」を探してください！

# 相談者の持つ力を 損なわないために...



※早期的な丁寧な対応により、利用者の持つ力を維持し、引き出すのが自立支援です。

利用者本人の「ストレングス」は、支援をよりよくすすめていくために大切なポイントです。利用者のストレングスを多面的に把握できる力こそ「プロの実践力」といえます。

自治体支援においても、この「ストレングス」を見いだし、伝えることが、自治体の体制をよりよくしていくために不可欠です。



## 8. みなさまの「立ち位置」と「視点」

1. 「どうしたらその人・自治体・団体が、よりよい状態になるか、ともに考えること」が大切です。
2. 「相談支援に求められる3つの視点」をぜひ、連携する人や団体の状況理解に活かしてください。❤️❤️

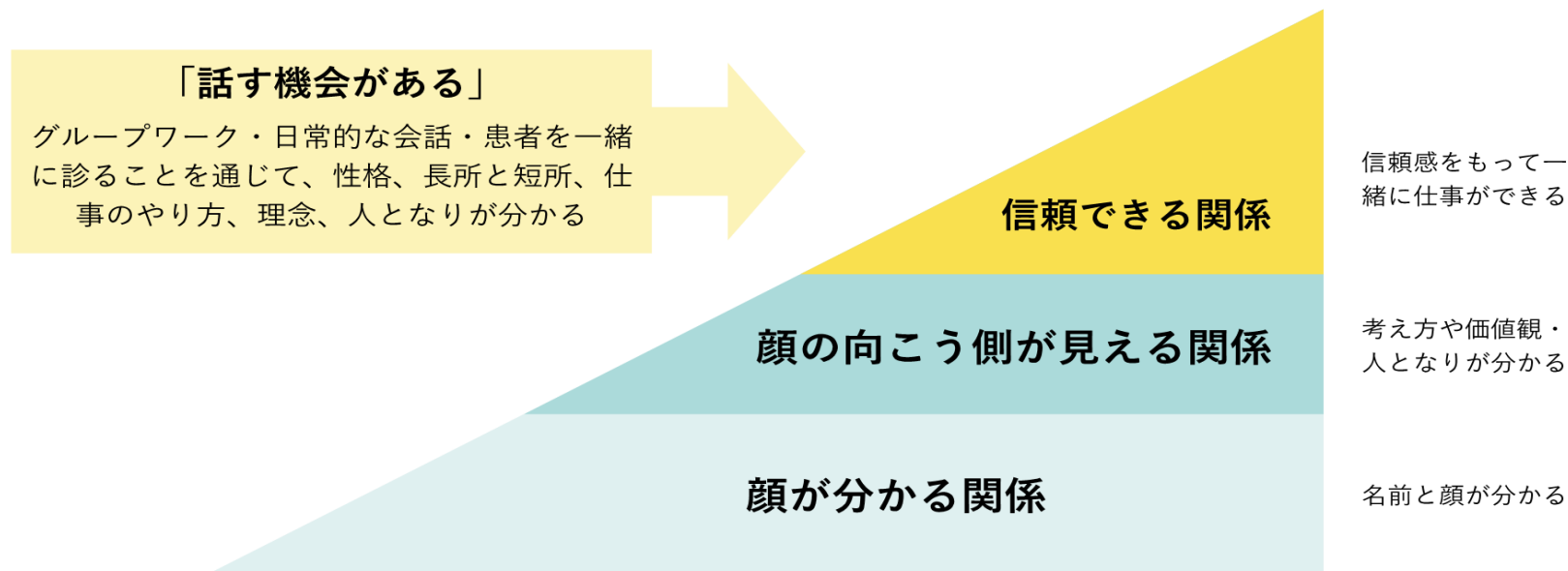
「プロこそ悩む、されど、プロは一人では悩まない。」



# 9. 「連携」のあり方について

## 連携の促進について

- 連携における「顔の見える関係」には、①顔が分かる関係、②顔の向こう側が見える関係、③信頼できる関係の3つの内容が含まれる。①の関係でなく、②や③の関係を築くことにより、連携が円滑になる。
- 地域連携の促進要因は、地域の中で「話す機会がある」ことであり、考え方や価値観、人となりが分かるような話し合いの機会を継続的に地域の中に構築することが有用。



出典：森田達也ら「地域緩和ケアにおける「顔の見える関係」とは何か？」（『Palliative Care Research』7巻1号, 2012年, P.323-333）より作成  
（参考：Optim's-pt 上原久氏作成資料）

# よりよい連携に向けて ①

(1) よりよい連携のために必要なこと。

## ①支援者同士の相互理解

1) どんな人なのか？

2) どんな役割を持つ人なのか？

⇒所属と名前を知っているだけではNG。

## ②当事者を置き去りにしない連携。

⇒いかに連携するかは個々の当事者の状況や希望によって異なります。

「役割分担」が、支援者目線の  
「割り振り」にならないように...



# よりよい連携に向けて ②

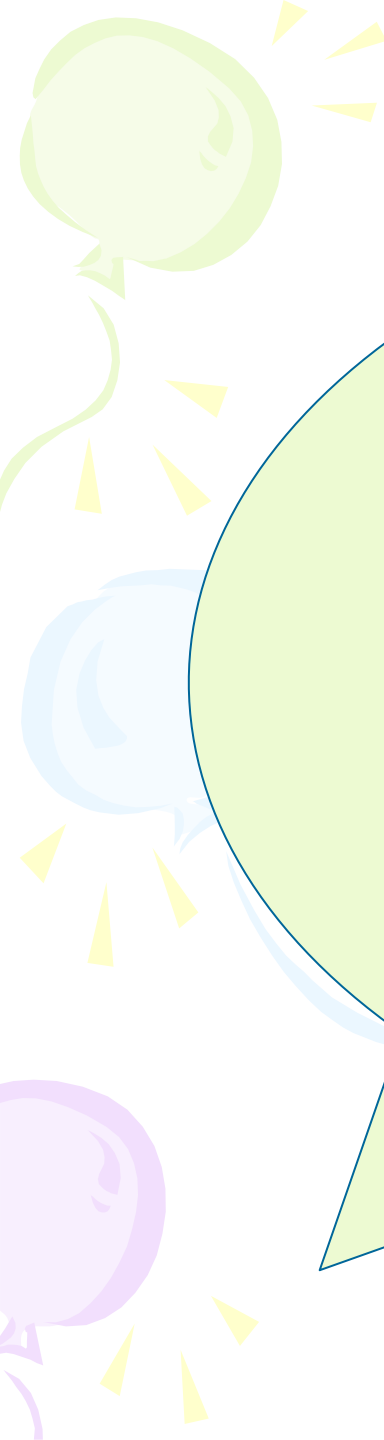
(2) 「役割分担」するときに...

➤ 「厳しく対応する役」「あたたかく支える役」というような役割分担を、あらかじめすることは必要ですか？

⇒ ソーシャルワークの理論書等には、「書いていない」「書けない」ことです。

なぜ「書いていない」  
のでしょうか...





生活困窮者自立支援制度  
が「縦割りの制度」の1つ  
にならないように、庁内  
連携・官民の関係者との  
連携がとても大切です！

# 10. よりよい体制づくりに向けて

1. 担当者が支え合い、情報交換できる  
「ネットワークづくり」が「命」です。

☆職員が孤立しないため…。

☆「アイディア」収集のため…。

☆仕事を「前向きに」行うため…。

2. 「人材養成研修」は、よりよい体制  
づくりの「鍵」となります。

これらを両輪として進んでいきましょう！

# 今の取り組みは、理念や事業の本旨をふまえていますか？

- 「他機関に振り分ける」 自立相談支援事業になっていませんか？
- 「就労支援」が「就職支援」になっていませんか？  
⇒一人ひとりにあわせた「働くことの応援」と、企業や団体へのアプローチが就労支援の基本です。
- プログラムが1つしかない「就労準備支援事業」を実施していませんか？  
⇒一人ひとりにあわせたオーダーメイド型が就労準備の基本です。
- 「レシートにもとづき家計管理指導をする」ことが、家計改善支援事業であると誤解していませんか？⇒家計を入り口にした本人に寄り添う支援が家計改善支援事業の本来のありかたです。
- 「住まいに困っている人はいないので一時生活支援は必要ない」という認識はありませんか？⇒「住宅確保困難者」の増加は全国各地の課題です。
- 子どもの学習・生活支援事業が「進学支援」になっていませんか？  
子どもの保護者にも適切なアプローチができていますか？
- 「支援会議」を実施できていますか？⇒関係者同士の連携のプラットフォームは確保できていますか？



# おわりに...

ありがとうございました！

今日の研修での出会いと学びを大切に、ぜひ、それぞれの「強み」を活かした体制づくり・人材養成研修をすすめていってください。

みなさまが、  
「理念の灯」のもと、全国的につながって、人と地域・社会がよりよくなるための取り組みを推進する中で、  
「みなさまだからこそできること」を通じてご活躍されることを心から願っております。

